

各 位



2015年5月15日

上場会社名 株式会社神戸製鋼所  
代表者 代表取締役社長 川崎 博也  
(コード番号 5406)  
問合わせ先 秘書広報部長 安田 幸展  
(TEL 03-5739-6010)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、平成27年6月24日開催予定の当社第162回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1.定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、会社法第427条に定める役員の実任責任契約の規定につき、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことから、定款第28条ならびに第36条を変更するものであります。なお、定款第28条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

##### 2.定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

##### 3.日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成27年6月24日(水)

定款変更の効力発生予定日 平成27年6月24日(水)

以上

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 28 条（取締役の責任免除）</p> <p>本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、会社法第 423 条第 1 項に定める取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>但し、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>2,000 万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第 29 条～第 35 条（条文省略）</p> <p>第 36 条（監査役の責任免除）</p> <p>本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、会社法第 423 条第 1 項に定める監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>但し、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>2,000 万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>第 28 条（取締役の責任免除）</p> <p>本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、会社法第 423 条第 1 項に定める取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 29 条～第 35 条（条文省略）</p> <p>第 36 条（監査役の責任免除）</p> <p>本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、会社法第 423 条第 1 項に定める監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

以上